2



島根県報

平成28年11月1日 (火) **号外 第 172 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	∿/ ⇔
	<i>31</i> /
 	> \

【監査公表】

定期監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成27年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

 島根県監査委員
 角
 智
 子

 同
 中
 島
 謙
 二

 同
 錦
 織
 厚
 雄

後藤

勇

同

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成27年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

なお、実施に当たっては、重点的監査事項として、現金収入事務が適正に執行されているかどうかに留意した。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関82機関の全てについて実地監査*1を行った。また、地方機関は、対象機関142機関のうち86機関について実地監査を、残り56機関について書面監査*2を行った。

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の 状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を 調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

(単位:機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本庁等	82	82	82	_
地方機関	142	142	86	56
計	224	224	168	56

3 監査実施期日

本 庁 等 平成28年7月12日から8月23日まで (別紙1のとおり)

地方機関 平成28年1月15日から2月25日まで及び

平成28年6月20日から7月21日まで (別紙2及び3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、重点的監査事項に係る結果及び是正、改善等を要するものとして指摘、指示した事項等については次のとおりである。

(2) 重点的監査事項

現金収入事務は、違法行為、不正、ミス等のリスクを常に伴っており、取扱いを 誤ると重大な問題を引き起こす可能性があるため、細心の注意を払って事務を執行 する必要がある。

そこで、今回の定期監査では、現金の収受、領収証書の発行、現金の管理及び払 込みの各場面において、事務処理体制や事務処理手順が整備されているか、それら の体制や手順が有効に機能しているか等のリスク管理の観点から、現金収入事務の 執行状況に留意して監査を行った。

その結果、現金収入事務はおおむね適正に執行されていると認められた。

(3) 指摘・指示事項

指摘事項*3は、予算、収入及び支出に関するものが5件であった。 指示事項*4は、収入、支出、契約及び財産に関するものが125件であった。

(単位:件)

区分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指摘事項	1	1	3	0	0	0	5
指示事項	0	41	26	17	0	41	125
合 計	1	42	29	17	0	41	130

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な 執行に努められたい。

※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの(違法又は不当な事項)
- (2) 県に損害を与えたもの(故意又は重大な過失が認められるもの)
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

2 指摘事項

(1) 予算関係事務

下水処理過程で回収されるリン酸マグネシウムアンモニウム (MAP) の売払に当たり、平成27年12月3日搬出分が不良品であったため、県は買主に返品を求め、搬出と返品に係る運搬費を県が負担することとした。その際、運搬費相当額を県が買主に支払うべきだったにもかかわらず、未収であった前月売払分MAP代金と相殺していた。

(宍道湖流域下水道管理事務所)

(2) 収入関係事務

肥育牛2頭に係る不用品売払収入について、収入調定の時期が3ヶ月以上遅れていた。

収入伺決裁日 平成27年12月16日 調定日 平成28年 3月31日 調定額 2,092,249円

(畜産技術センター)

(3) 支出関係事務

ア 郵便後納料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。

対象元金98,107円支払期限平成27年10月30日支払日平成27年11月5日延滞料金194円

(環境生活総務課)

イ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定 納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金332,846円法定納期限平成27年 2月10日支払日平成27年 4月14日延滞税1,500円不納付加算税16,500円

(雲南県土整備事務所)

ウ 非常勤職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法 定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。

対象元金 1,530,600円

法定納期限 平成27年 7月10日

支払日 平成27年 8月19日

延滞税 4,600円

不納付加算税 76,500円

(芸術文化センター)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入手続について、調定時期が1ヶ月以上遅延したものがあった。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出 納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3ヶ月以上遅延したも のがあった。

② 支出事務

資金前渡整理簿に記載されていないもの、記載内容が誤っているものがあった。

(3) 財産関係事務

① 財産事務

行政財産の使用許可台帳が作成されていないもの、記載内容が不備なものがあった。

② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿が作成されていないもの があった。

別紙1

平成27年度会計監査実施機関及び実施期日 (本庁等)

部	后	ij	監査実施機関						監査実施期日	
政策	企画	i局	政	策	企	E	町	監	室	平成28年8月18日
			秘		i	書			課	平成28年8月17日
			広	聴		大	幸	Ž	課	平成28年8月16日
			統	計		問	查	Ē	課	平成28年8月18日
総	務	部	総		ž	务			課	平成28年7月28日
			人		3	事			課	平成28年8月23日
			財		Ī	攺			課	平成28年8月23日
			税		ž	务			課	平成28年7月28日
			管		ţ	材			課	平成28年8月2日
			횜		á	善			課	平成28年8月2日
			総	務事	事務	セ	:ン	タ	ſ	平成28年8月3日
防	災	部	消	防	ń	総	矜	Ş	課	平成28年8月18日
			防	災;	危村	幾	管	理	課	平成28年8月18日
			原	子力	方安	全	: 対	策	課	平成28年8月4日
地域	振興	L部	地	域	Ī	攺	第	î	課	平成28年8月18日
			し	まね	暮	ò	し推	進	課	平成28年8月17日
			卡		町		村		課	平成28年8月18日
			情	報	Ī	攺	第	Î	課	平成28年8月17日
			交	通	! 5	讨	第	Î	課	平成28年8月16日
環境	生活	部	環	境	生	舌	総	務	課	平成28年8月18日
			人	権	同月	印	対	策	課	平成28年8月17日
			文	化		玉	閍	Ķ	課	平成28年8月17日
			自	然	Į	睘	境	ĉ	課	平成28年8月17日
			環	境	Ī	攺	策	î	課	平成28年8月18日
			廃	棄	物	ķ	计 分	策	課	平成28年8月17日
健康	福祉	:部	健	康	福	业	総	務	課	平成28年8月2日
			地	域	1	畐	袓	1	課	平成28年8月4日
			医	療	Ī	攺	策	î	課	平成28年8月2日
			健	康	1	隹	進	i	課	平成28年8月3日
			高	齢	者	冇	畐 右	址	課	平成28年7月28日
			青	少	年	78	蒙 月	廷	課	平成28年8月2日
			子	ども	• 子	·育	てぇ	と接	課	平成28年8月2日
			障	が	V١	췸	畐 名	址	課	平成28年8月2日
			薬	事	1	靪	生	:	課	平成28年7月28日
農林	水産	部	農	林;	水点	産	総	務	課	平成28年8月16日
			農	業	á	径	湟	; i	課	平成28年8月3日
			農	産		慰	井	Ę	課	平成28年8月2日
			畜		Ī.	産			課	平成28年7月28日
			農	村	- 5	整	偱	į	課	平成28年7月28日
			農	地	1 3	整	偱	i	課	平成28年7月28日
			林		319	業			課	平成28年8月17日
			森	林	3	整	偱	i	課	平成28年8月17日
			水		Ī.	産			課	平成28年8月16日
			漁	港	漁力	易	整	備	課	平成28年8月16日

剖	3)	司		監	查実施	近機関	=		監査実施期日
商コ	二労賃	動部	商	I.	政	策	i i	果	平成28年8月16日
			観	光	振	興	Į į	果	平成28年8月16日
			し	まねこ	ブラン	/ ド拊	推進記	果	平成28年8月18日
			産	業	振	興	Į į	果	平成28年8月16日
			企	業	<u> </u>	地	1 1	果	平成28年8月4日
			中	小	企	業	i i	果	平成28年8月16日
			雇	用	政	策	i i	果	平成28年8月4日
土	木	部	土	木	総	矝	j į	果	平成28年8月17日
			技	術	管	理	1 1	果	平成28年8月4日
			用	地	対	策	i i	果	平成28年8月2日
			道	路	維	持	i i	果	平成28年8月4日
			道	路	建	設	1 1	果	平成28年8月4日
			高	速 j	道 路	推	進言	果	平成28年8月4日
			河		Щ		i i	果	平成28年7月28日
			斐	伊川	神戸	川対	策記	果	平成28年8月3日
			港	湾	空	港	1	果	平成28年8月3日
			砂		防		Î	果	平成28年7月28日
			都	市	計	迪	Î	果	平成28年8月3日
			۴	水	道:	推 ì	焦 訁	果	平成28年8月4日
			建	築	住	宅	1 1	果	平成28年8月4日
出				納			月	司	平成28年8月17日
企				業			F	司	平成28年7月13日
病				院			F	司	平成28年7月12日
議		숲		事	į	務	F	司	平成28年8月16日
教育	[委]	会	教	育	庁 ;	総	务 訁	果	平成28年8月3日
			教	育	施	設	1 1	果	平成28年7月28日
			学	校	企	迪	Î	果	平成28年8月3日
			教	育	指	導	<u>[</u>	果	平成28年8月3日
			特	別	支 援	教	育調	果	平成28年8月4日
			保	健	体	育	†	果	平成28年8月16日
			社	会	教	育	†	果	平成28年8月2日
			人	権「	司 和	教	育調	果	平成28年8月17日
			文	1	Ľ	財	i	果	平成28年8月2日
			福		利		i	果	平成28年8月3日
公多	そ委員		警	_	察	本	는 각	郭	平成28年8月18日
人	事	委	į	<u> </u>	き 事	系 彩	等 月	司	平成28年8月18日
監	査	乽	É	員	事	務	月	司	平成28年8月18日
労	働	委	Į	1	主事	F 彩	ž F	請	平成28年7月28日

82 機関

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

計

別紙2

平成27年度会計監査実施機関及び実施期日 (地方機関:実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部	隠岐支庁県民局	平成28年6月20日
	隠岐支庁農林局	平成28年6月21日
	隠岐支庁水産局	平成28年6月20日
	隠岐支庁県土整備局	平成28年6月20日
	東部県民センター	平成28年7月6日
	東部県民センター雲南事務所	平成28年1月21日
	西部県民センター	平成28年7月5日
	西部県民センター県央事務所	平成28年2月3日
	東京事務所	平成28年7月20日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成28年6月29日
環境生活部	美 術館	平成28年1月28日
健康福祉部	松江保健所	平成28年1月26日
	出 雲 保 健 所	平成28年1月25日
	浜 田 保 健 所	平成28年1月20日
	保健環境科学研究所	平成28年7月5日
	中央児童相談所	平成28年7月5日
	出雲児童相談所	平成28年6月28日
	浜田児童相談所	平成28年7月5日
	益田児童相談所	平成28年6月28日
	わかたけ学園	平成28年6月21日
	心と体の相談センター	平成28年1月26日
	食肉衛生検査所	平成28年1月27日
農林水産部	東部農林振興センター東部農林振興センター	平成28年7月6日
	出 雲 家 畜 衛 生 部	平成28年1月25日
	東部農林振興センター 雲 南 事 務 所	平成28年1月21日
	西部農林振興センター西部農林振興センター	平成28年7月6日
	江 津 家 畜 衛 生 部	平成28年2月2日
	益田家畜衛生部	平成28年1月21日
	西部農林振興センター県 央 事 務 所 西部農林振興センター	平成28年1月27日
	益 田 事 務 所	平成28年1月21日
	農業技術センター	平成28年6月29日
	農林大学校	平成28年6月29日
	畜産技術センター	平成28年6月29日
	松江水産事務所	平成28年6月22日
	浜田水産事務所	平成28年7月6日
-t >>< b=1 !	水産技術センター	平成28年7月5日
商工労働部		平成28年7月20日
	広島 事務 所	平成28年7月21日
	産業技術センター	平成28年7月5日
1 1	東部高等技術校	平成28年1月27日
土木部	松江県土整備事務所	平成28年6月22日
	雲南県土整備事務所	平成28年6月21日
	出雲県土整備事務所	平成28年6月28日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
	県央県土整備事務所	平成28年6月29日
	浜田県土整備事務所	平成28年7月6日
	益田県土整備事務所	平成28年6月28日
	浜田河川総合開発事務所	平成28年1月20日
	出雲空港管理事務所	平成28年6月28日
		平成28年7月6日
	浜田港湾振興センター	平成28年7月5日
企 業 局	東部事務所	平成28年7月13日
	西 部 事 務 所	平成28年7月13日
病院局	中 央 病 院	平成28年7月12日
	こころの医療センター	平成28年7月12日
教育委員会	浜田教育事務所	平成28年1月21日
	島根県教育センター	平成28年2月4日
	東部社会教育研修センター	平成28年1月27日
	青 少 年 の 家	平成28年1月27日
	埋蔵文化財調査センター	平成28年6月22日
	安来高等学校	平成28年2月2日
	松江北高等学校	平成28年2月4日
	松江南高等学校	平成28年2月2日
	松江東高等学校	平成28年2月2日
	松江商業高等学校	平成28年2月4日
	横田高等学校	平成28年1月28日
	飯南高等学校	平成28年2月2日
	出雲高等学校	平成28年1月25日
	出雲工業高等学校	平成28年1月27日
	大 社 高 等 学 校	平成28年1月27日
	大 田 高 等 学 校	平成28年2月3日
	島根中央高等学校	平成28年1月27日
	江津工業高等学校	平成28年2月2日
	浜 田 高 等 学 校	平成28年1月21日
	浜田商業高等学校	平成28年1月20日
	浜田水産高等学校	平成28年1月21日
	益田高等学校	平成28年1月20日
	吉賀高等学校	平成28年1月27日
	津和野高等学校	平成28年1月27日
	隠岐高等学校	平成28年2月3日
	隠岐水産高等学校	平成28年2月3日
	益田養護学校	平成28年1月20日
	江津清和養護学校	平成28年2月2日
公安委員会	雲 南 警 察 署	平成28年2月2日
	津 和 野 警 察 署	平成28年1月27日
	隠岐の島警察署	平成28年2月3日
	浦 郷 警 察 署	平成28年2月4日

計 86 機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により毎年、隔年又は3年に1回の間隔で実施

別紙3

平成27年度会計監査実施機関及び実施期日 (地方機関:書面監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
総務部		監査実施期日	部局	 監査実施機関 宣学校校校 校校 校校 校校 校校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校 校	
健康福祉部		平成28年1月15日 ~2月25日	公安委員会	隠 岐 養 護 学 校 松江清心養護学校 松江緑が丘養護学校	平成28年1月15日 ~2月25日
農林水産部商工労働部教育委員会	東部農林振興 2 9 所西部高等技術校松江教育事務所出雲教育事務所			出 雲 警 察 署 大 田 警 察 署 川 本 警 察 署 江 津 警 察 署 浜 田 警 察 署 益 田 警 察 署	
	隠岐教育事務所島根県教育センター		計	. 56	松原目
	 医田教育所書 少年 自野舎教育書 自野舎教育書 の物博学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学		aT	50	機関

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

意見

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 源泉所得税及び復興特別所得税の納付について(各執行機関、出納局)

支出事務に関しては、支払の時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されているが、中でも、源泉所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税等」という。)を法定納期限後に支払ったことによる延滞税及び不納付加算税の発生が、3年連続して見受けられた。

この支払遅延の原因は、報酬等の支払時に引き去られた源泉所得税等が総務事務 センターの集中処理により納付されるものと担当職員が誤解していたことや、所属 の他の職員も歳入歳出外現金の残高確認を行っておらず、未納付であることが情報 共有されていなかったことなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備にあ ると考えられる。

ついては、各執行機関においては、事務処理のチェックリストを作成し、毎月末 に財務会計システムで歳入歳出外現金の残高を確認すること等により、源泉所得税 等の納付漏れの防止に努められたい。

また、出納局にあっては、会計事務研修等において、源泉所得税等の納付の仕組 みや事務処理方法の周知徹底を図られたい。

(2) 予定価格の積算について(各執行機関)

今回の監査で予定価格と契約金額が同額である契約について調査したところ、このうち約7割が一者随意契約(執行伺において唯一の見積書徴取先として指定した一者と締結した随意契約)であり、さらにこのうち約6割の契約では、業者の参考見積等の額がそのまま予定価格となっていた。

- 一者随意契約の場合、契約の目的となる物件や役務を提供できる業者が一者のみであるという特殊性から、当該業者の参考見積等の額をもって予定価格とすることは、やむを得ないと考えられる面もある。
- 一方、一者随意契約で業者参考見積等の額をもって予定価格とする場合は、予定 価格及び契約金額の妥当性の検証が困難という問題がある。

ついては、各執行機関においては、契約の相手方となりうる業者が真に一者しかないのか改めて検証したり、一者随意契約で業者参考見積等を利用する場合であっても、可能な範囲で複数の業者から参考見積等を入手するなど、公平性、透明性、

競争性の確保に努められたい。

(3) 物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について(出納局)

いくつかの所属では、山間地域に事務所があり物品を配達してもらえないとか、 出かけた現場で緊急に物品調達が必要になるといった事情がある場合に、職員がホームセンター等の店舗に出向いて物品を受領し、代金は後日送付される請求書により支払うという方法をとっており、その際、その店舗が発行した所属を証明するカードを提示することとなっている。

カードを保有する所属では、職場内の鍵のかかる金庫等において保管されているが、その使用に当たっては、庶務担当者に口頭で了解を得ている所属や使用状況を 把握できるカード管理票等を作成している所属など、様々であった。

このカードは、特定の店舗等において所属を証明するために提示されるカードであり、金銭的価値を有するプリペイドカード (パスピー、ICOCA等)やクレジット機能が付加されたETCカードとは性質が異なるが、カードを提示すれば商品を購入できることから、適切な管理により紛失や不正使用を防止する必要がある。

ついては、このようなカード類の使用実態を把握し、使用に当たっては、各所属において使用簿等を作成し、使用者の特定や使用目的等を明らかにするなど、適切な管理に向けた指導を行われたい。

(4) 会計事務の適正化について(各執行機関、出納局)

昨年度の監査報告では、会計事務に関して、チェックリストや事務処理フローを 作成したり、定期的な事務処理点検や職場内研修を実施するなど各所属で様々な創 意工夫に努めている事例を紹介したが、現在、多数の所属において、こうした推奨 事例を参考にしつつ会計事務の適正化に取り組まれている。

また、今回の監査において、収入調定に関し、依然として一定数の遅延は生じているものの、改善に向けた関係所属の努力も見られた。

一方で、従来から引き続いて、資金前渡整理簿、行政財産の使用許可台帳や物品の使用責任者記録簿の記載漏れなど、職員の認識不足や所属のチェック体制の不備に起因すると思われる不適正な事務処理が多数見受けられた。

特に、支払いの時期が遅延して延滞金等が発生する事例が毎年繰り返されており、不要な支出をしない観点からも対策の徹底が急務である。

ついては、各執行機関においては、他の所属での不適正な事務処理事例を自らに おいても発生しうるリスクとして再点検するなど、会計事務の適正な執行に一層努 められたい。

また、出納局にあっては、引き続ききめ細かく各執行機関への支援に取り組まれ たい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 財務会計システムの適正かつ円滑な運用について(出納局)

平成28年4月から新しい財務会計システムが稼働し、本庁は7月から、地方機関は10月から、一部の支出について電子審査が開始されたところであるが、初めての取り組みであることから、事務処理が適正かつ円滑に行われるよう各執行機関への支援等を十分に行われたい。

なお、今回の定期監査において、システムを利用する職員から処理に時間がかかることや、一度作成した執行伺いの修正ができないことなどについて改善を希望する声があった。

ついては、実務に携わる職員のニーズや疑問点を把握し、各種の情報提供や改善を行うなど、職員にとってより使いやすい、効率的な業務が行えるものとなるよう引き続き取り組まれたい。

(2) 専門職の確保と人材育成について(各執行機関、人事課)

専門職については、病院等の医師・看護師、保健所の薬剤師、それに保健所や農 林振興センター等の獣医師など、様々な分野において確保が困難になっている。

また、児童相談所では、児童虐待など子どもを取り巻く深刻な問題も多く、社会が多様化する中でその対応も難しくなっており、児童家庭相談の専門的対応や相談窓口となる市町村への支援など、職員の専門性の向上が求められている。

児童相談所の専門職の配置については、心理職や児童福祉職の計画的な採用が行われているが、更に職員のスキルを高めるために、研修機関等での研修はもとより、 経験を積んだ職員による職場内研修の充実が必要である。

また、県土整備事務所等では、職員の現場経験が少なくなっていることが課題となっているが、経験の豊富な職員が現場での仕事や相手とのやりとりを見せることは、スキルを習得させる上で大事なことである。

ついては、業務を適正かつ効果的に執行するためには、人材の確保と育成が大変重要であり、今後とも専門職の確保とその専門性の向上に一層努められたい。

(3) 内部統制機能の充実について(各執行機関)

業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、不適正な事務処理などの発生を防止するためには、内部統制機能の充実が有効である。

今回の監査において、この内部統制機能に関して、予防的監査として、各所属の 取組状況や推進に当たっての考え方の確認を行うとともに、その普及啓発を実施し た。 ほとんどの所属においては、不適正な収入・支出が行われる可能性や不適正な情報管理が行われる可能性があることなどを認識し、チェックリストやマニュアルの作成等の対策を講じるとともに、課内会議等で情報共有が図られているが、一部の所属においては、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。

ついては、各所属においては、業務上のリスクについて改めて話し合いをして情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できるところから取り組まれたい。

また、既に取り組んでいるところについては、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

※ 内部統制機能とは

ここで言う内部統制機能とは、違法行為、不正、ミスなどが発生しないよう、 法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよ う、組織自らが自律的に管理統制を行う機能のことをいう。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
 - (1) 庁舎等施設管理業務の一元化について
 - (2) 費用弁償の額の計算について
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後 の状況を見守りたい。
 - (1) 道路占用使用料等の収入調定の遅延について
 - (2) 公有財産管理事務の適正化について
 - (3) 会計事務の適正化について
 - (4) 公務中の交通事故防止について
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き 続き改善を進められたい。

該当なし